

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会
役員の報酬等の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、月額 30,000 円の報酬を支給し、常勤役員については、第4条に定める報酬等を支給する。
- (2) 会長を除く非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 期末手当については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、本会職員給与規程を準用し支給する。

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、本会旅費規程を準用し支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給方法は、本会職員給与規程を準用し支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 非常勤役員の費用弁償額（会長を除く）

理事会・理事職務のための 市外での会議等	日額 3,000 円
三役会	日額 2,000 円

別表 2 常勤役員の報酬

常務理事	月額 195,500 円
常務理事兼事務局長	月額 225,500 円

別表 3 常勤役員の期末手当

1	期末手当は、常勤役員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。
2	期末手当の額は、報酬月額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 227.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100 分の 100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60 (4) 3 箇月未満 100 分の 30